

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 15 日

公益財団法人徳洲会国際奨学財団
理 事 長 齋 藤 滋 殿

公益財団法人 徳洲会国際奨学財団

監 事 山 中 康 夫



監 事 治 田 徳 昭



私ども監事は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの理事の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監事は、理事および事務職員等と意志疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表および正味財産増減計算書)および付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類および付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類および財産目録は、法人の財産および損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。